

五城目町定市場（五城目朝市）臨時出店の手引き

令和4年2月作成 五城目町商工振興課

1. 定市場（朝市）が開かれる日と臨時出店ができる日

①定市場（朝市）が開かれる日は日付の下一桁に0, 2, 5, 7の付く日です。

出店枠を限定し臨時出店を認めています。

（※5月4日、8月13日、12月31日も開設します。）

②朝市 plus+の日は臨時出店を認めています。

2. 出店料

間口1メートルにつき、町内の方は110円、町外の方は210円です。

3. 出店料の集金方法

・朝市 plus+開催時・・・使用料は当日午前7時15分から朝市ふれあい館受付で集金します。

・朝市 plus+以外・・・午前9時半すぎに係員が出店場所へ集金に廻ります。

4. 出店許可申請

五城目町定市場臨時出店許可申請書を朝市ふれあい館に提出してください。

（申請書は、朝市ふれあい館や五城目町ホームページに準備しています。）

5. 出店予約

出店予約は、出店希望月の2カ月前の1日から、電話またはFAXで受け付けます。「朝市ふれあい館」にご連絡ください。（朝市ふれあい館休館日を除く）

6. 出店位置

朝市 plus+ 午前7時15分から朝市ふれあい館でご案内します。

朝市 plus+以外 . . 午前8時から朝市ふれあい館でご案内します。

7. 出店時間

午前9時までに出店準備を整えてください。

(※すでに出店を済ませている方へのご配慮をお願いします。)

8. 出店支援

町では臨時出店者に次のものをお貸しします。(※当日先着順)

- ・五城目朝市特製販売台 (横90cm×高さ30～45cm×奥行き40cm)
- ・搬入出用リアカー

9. 出店準備

出店準備は午前9時までに終わらせてください。

10. 食品衛生法に基づく営業許可等

不明な場合は、秋田中央保健所 (電話018-855-5173) に相談してください。

11. 出店の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、出店許可の取り消し、または出店の制限、もしくは出店の停止を行います。

- (1) 不正な行為により出店許可を受けたとき。
- (2) 出店許可の条件に違反して定市場を使用したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (4) その他、条例に基づく管理者の指示もしくは命令に違反したとき。

12. 注意事項

①出店予約後のキャンセルについて

出店をキャンセルする場合は必ずご連絡ください。（他の出店者様が出店できる機会を失わせてしまいます。）特別な理由もなく「出店キャンセル」や「キャンセルの連絡なし」を繰り返される方は、厳正に対処させていただきます。

②朝市通りの交通規制について

定市場開設日の下夕町通りは秋田県公安委員会により通行が規制されており、午前6時から午後1時まで会場内に車両は進入できません。（ただし、五城目警察署から通行許可書の交付を受けた車両は会場に進入できます。）

③商品等の運搬について

朝市駐車場もしくは朝市ふれあい館駐車場に駐車していただき、搬入用リアカー等で商品を出店場所まで運んでください。

④駐車場について

朝市ふれあい館の駐車場は買い物に訪れたお客様のスペースとしてご利用いただきたいと考えています。商品搬入後は、ふれあい館駐車場以外の駐車場に車を停めてください。

※お問い合わせ

五城目町字下夕町 182 番地

地域交流センター 五城目朝市ふれあい館

電話 018-852-5110

FAX 018-852-5115